

令和7年度(2025年度)特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付額表

【表1】耐震診断、補強設計、及び耐震改修等に係る補助額

規模・助成の種類			補助対象事業費の限度額	補助率
耐震診断に要する費用			以下のA又はBのいずれか低い額以内 A イからハの合計 イ 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる。 B 実際に耐震診断に要する額	5/6
	補強に設計する又は費用替設計		以下のA、Bのいずれか低い額以内 A 実際に耐震補強設計又は建替設計に要する額 B イからハの合計 イ 面積1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡以内 ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡以内 ハ 面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡以内	10/10
耐震改修工事等	耐震改修（工事監理費を除く）に要する費用		以下のA、Bのいずれか低い額以内 A 実際に耐震改修（工事監理費を除く）に要する額 B (イ) 耐震診断の結果、Is値が0.3未満相当若しくは1w値が0.7未満相当又は倒壊の危険性が高いと判断された建築物の場合 56,300円/㎡かつ1棟当たり563,000,000円以内の額。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は83,800円/㎡以内かつ1棟当たり838,000,000円を限度とする。 (ロ) (イ)以外の建築物の場合 51,200円/㎡以内かつ1棟当たり512,000,000円以内の額。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は83,800円/㎡以内かつ1棟当たり838,000,000円を限度とする。 (ハ) 耐震診断の結果、Is値が0.3未満相当若しくは1w値が0.7未満相当又は倒壊の危険性が高いと判断されたマンションの場合 55,200円/㎡以内かつ1棟当たり552,000,000円以内の額。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は83,800円/㎡以内かつ1棟当たり838,000,000円以内の額とする。	9/10
		延べ面積が5,000㎡を超える部分（マンションを除く）	(ニ) (ハ)以外のマンションの場合 50,200円/㎡以内かつ1棟当たり502,000,000円以内の額。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は83,800円/㎡以内かつ1棟当たり838,000,000円以内の額とする。 (ホ) 住宅（マンションを除く。）の場合 34,100円/㎡以内かつ1棟当たり341,000,000円以内の額。	11/20
	建替え（工事監理費を除く）又は除却に要する費用		A 建替えを行う場合は、以下の（イ）、（ロ）のいずれか少ない額を限度とする。 (イ) 耐震改修に要する費用のうちBにより算出される額 (ロ) 建替え費用（工事監理費を除く） B 除却を行う場合は、以下の（イ）、（ロ）のいずれか少ない額を限度とする。 (イ) 耐震改修に要する費用のうちBにより算出される額 (ロ) 除却に要する費用として3者以上から見積もりを徴したうちの最低額	9/10
		延べ面積が5,000㎡を超える部分（マンションを除く）	ただし、耐震改修に要する費用の補助を受けて耐震改修を行った建築物を除く。	11/20
	工事監理費に要する費用		以下のA、Bのいずれか低い額以内 A 実際に工事監理費に要する額 B イからハの合計 イ 面積1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡以内 ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡以内 ハ 面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡以内	10/10

※補助金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。

【表2】耐震改修工事に関する加算

耐震診断の結果Is値が0.3未満相当若しくは1w値が0.7未満相当又は倒壊の危険性が高いと判断された住宅又は建築物の耐震改修、建替え又は除却工事等を実施する場合は、以下に定める範囲で表1に定める額に加算することができます。

規模・助成の種類			加算分の上限助成単価	加算分補助率
耐震改修工事等	耐震改修、建替え又は除却に要する費用（加算分）		住宅及び建築物の耐震改修、建替え又は除却に要する費用（実際の工事費をいう。）の面積当たりの単価と76,800円（マンションの場合は75,300円、住宅（マンションを除く。）の場合は51,150円）とを比較していずれか低い額から56,300円（マンションの場合は55,200円、住宅（マンションを除く。）の場合は34,100円）を引いた額を面積当たりの単価とし、当該単価に建物の床面積の合計を乗じた額。 ただし、1棟当たり表1の耐震改修工事に要する費用の補助対象事業費と合わせて768,000,000円（マンションの場合は753,000,000円、住宅（マンションを除く。）の場合は511,500,000円）以内の額とする。	9/10
		延べ面積が5,000㎡を超える部分（マンションを除く）		11/20

※補助金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。

※免震工法等を含む特殊な工法により面積単価当たりの単価に83,800円/㎡を採用した場合又は耐震改修、建替え又は除却に要する費用（実際の工事費）の面積当たりの単価が56,300円/㎡（マンションの場合は55,200円/㎡、住宅（マンションを除く。）の場合は34,100円/㎡）に満たない場合は、上記表による加算をすることができない。

【表3】占有者が存する特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修、建替え又は除却を実施する場合の加算額

占有者が存する特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修、建替え又は除却を実施する場合は、以下に定める範囲で表1に定める額に加算することができます

費用の区分	賃貸の用途	加算の基礎となる額	加算分補助率	補助限度額
耐震改修、建替え又は除却に要する費用	賃貸住宅の場合	150,000円に戸数を乗じた額以内の額	10/10	表1で定める耐震改修、建替え又は除却に係る補助対象事業費の1/15
	住宅以外の用途の賃貸借の場合	(イ) 占有面積が100㎡未満の場合 450,000円に件数を乗じた額以内の額 (ロ) 占有面積が100㎡以上200㎡未満の場合 900,000円に件数を乗じた額以内の額 (ハ) 占有面積が200㎡以上500㎡未満の場合 1,800,000円に件数を乗じた額以内の額 (ニ) 占有面積が500㎡以上の場合 4,500,000円に件数を乗じた額以内の額		

※補助金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。